

○現代人間学科履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、聖カタリナ大学学則（以下「学則」という。）及び聖カタリナ大学履修規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(コース所属)

第2条 現代人間学科の学生は、2年次から「社会・データコース」「心理・メンタルヘルスコース」「ソーシャルワークコース」のいずれかに所属しなければならない。ただし、第3年次編入学生（以下「編入学生」という。）はコースに所属しないものとする。

- 2 2年次に所属したコースは、3年次への進級時に変更できる場合がある。
- 3 コース変更を希望する場合は、変更理由を記載したコース変更願を提出し、学科教員との面談を行うものとする。

(授業科目及び開講年次等)

第3条 現代人間学科の授業科目、開講年次及び卒業に必要な単位数は教育課程表のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数及び時間数の基準は、講義、演習、実験、実習及び実技の授業の方法に応じ定められているが、学則第37条第1項第2号及び第3号のただし書きに該当する科目並びに第4号の別に定める科目は次のとおりとする。

(1) 第1項第2号関係

- 「心理学実験Ⅰ」 30時間で2単位
- 「心理学実験Ⅱ」 30時間で2単位
- 「心理演習」 30時間で2単位
- 「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」 15時間で1単位

(2) 第1項第3号関係

- 「社会調査実習Ⅰ」 30時間で1単位
- 「社会調査実習Ⅱ」 30時間で1単位
- 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」 60時間で2単位
- 「心理実習」 80時間で2単位

(3) 第1項第4号関係

- 「健康スポーツ実践」 講義6時間及び実技24時間で1単位
- 「インターナンシップⅠ」 演習30時間及び実習30時間で2単位

- 3 授業科目の開講年次は変更することがある。

(共通基礎科目の履修方法)

第4条 共通基礎科目は、必修科目16単位を含み合計25単位以上を共通基礎科目のうちから単位を修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法については別に定める。

(専門教育科目的履修方法)

第5条 専門教育科目は、2年次から所属するコースによって次のとおり単位を履修しなければならない。

<社会・データコース>

1. 必修科目18単位（学科基礎14単位・専門演習Ⅰ及びⅡ4単位）
2. 以下の（1）と（2）を含んで展開科目から40単位以上
 - (1) 社会・データコースの科目区分から選択必修科目6単位以上を含み20単位以上
 - (2) 心理・メンタルヘルスコース、ソーシャルワークコースの科目区分の選択必修科目からそれぞれ2単位以上
3. 上記1. 及び2. の単位を含み、専門教育科目から99単位以上を修得

<心理・メンタルヘルスコース>

1. 必修科目18単位（学科基礎14単位・専門演習Ⅰ及びⅡ4単位）
2. 以下の（1）と（2）を含んで展開科目から40単位以上
 - (1) 心理・メンタルヘルスコースの科目区分から選択必修科目6単位以上を含み20単位以上
 - (2) 社会・データコース、ソーシャルワークコースの科目区分の選択必修科目からそれぞれ2単位以上
3. 上記1. 及び2. の単位を含み、専門教育科目から99単位以上を修得

<ソーシャルワークコース>

1. 必修科目18単位（学科基礎14単位・専門演習Ⅰ及びⅡ4単位）
2. 以下の（1）と（2）を含んで展開科目から40単位以上
 - (1) ソーシャルワークコースの科目区分から選択必修科目6単位以上を含み20単位以上
 - (2) 社会・データコース、心理・メンタルヘルスコースの科目区分の選択必修科目からそれぞれ2単位以上
3. 上記1. 及び2. の単位を含み、専門教育科目から99単位以上を修得

○社会・データコースの選択必修科目は「データ分析の基礎」「地域社会学」「ジェンダーの社会学」「国際社会学」

○心理・メンタルヘルスコースの選択必修科目は「臨床心理学概論」「社会・集団・家族心理学」「発達心理学」「コミュニケーションの心理学」

○ソーシャルワークコースの選択必修科目は「社会福祉の原理と政策Ⅰ」「社会福祉の原理と政策Ⅱ」「地域福祉と包括的支援体制Ⅰ」「地域福祉と包括的支援体制Ⅱ」

2 編入学生の履修方法については別に定める。

(資格及び免許状の取得等)

第6条 現代人間学科の学生が取得できる資格及び免許状は、データサイエンス・A I 実務パスポート資格、社会調査士資格、認定心理士資格、社会福祉士国家試験受験資格とする。なお、公認心理師になろうとする者の大学における必要な科目も履修できる。

2 資格及び免許状の取得に関する履修要領は別に定める。

(公認心理師にかかる実習演習科目の履修方法)

第7条 「心理演習」及び「心理実習」の履修については、次のとおり制限を設ける。ただし、③④は編入学生には適用しない。

- ① 「心理演習」及び「心理実習」は履修生の人数を制限する（「心理演習」30名まで；「心理実習」20名まで）。履修希望者がこれを上回った場合には選考を行い、GPAの順位及びそれまでの受講態度等を総合的に判断して履修者を決定する。
- ② 「心理実習」は、将来的に公認心理師受験資格の取得を目指す学生を対象とする。なお、公認心理師育成の意義と目的に鑑み、現代人間学科にて、対人援助職に対する熱意や適性等に課題があると判断した場合は、「心理実習」に参加できないことがある。
- ③ 「心理演習」を履修するためには、「臨床心理学概論」「心理学的支援法」「心理的アセスメント」の科目を修得していなければならない。
- ④ 「心理実習」を履修するためには、「心理演習」の科目を修得していなければならない。

2 「心理実習」の受講には、実費の納入が必要となる。

3 「心理実習」の受講を希望する者は、履修の3か月前までに実習演習担当教員に願い出なければならない。

4 「心理実習」の履修計画に関する事項は別に定める心理実習計画による。

(補則)

第8条 授業科目の履修については、この細則の定めにかかわらず公示することがある。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は健康社会学部教務委員会で行う。

附 則

この細則は2025（令和7）年4月1日から施行し、2025（令和7）年度入学生から適用する。ただし、編入学生については、2027（令和9）年度入学生から適用する。